平成２１年（フ）第１１９１号
東京都府中市白糸台１丁目10番地の38
債務者　福田　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　憲弘
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１２号
静岡市葵区羽鳥５丁目25番35―103号
債務者　石川　俊明
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
島根県出雲市平田町1807番地
債務者　長廻　光成
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　破産債権の届出期間　平成21年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第３４５号
山形市相生町２番19号、前住所山形市双月町３丁目３番６号
債務者　大場　政一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月４日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市上桑島町1297番地
債務者　金田圭一郎
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　破産債権の届出期間　平成21年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８１号
山形市宮町４丁目21番17号
債務者　遠藤　高雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎喜世樹
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４７号
神戸市垂水区平磯４丁目３番21―504号、前住所神戸市西区桜が丘西町１丁目８番地の８
債務者　髙野　守正
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成21年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４号
鳥取県八頭郡智頭町大字新見177番地
債務者　河村　仁志
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　やわらぎ
4　破産債権の届出期間　平成21年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８８号
福岡市早良区飯倉４丁目１番28号
債務者　山﨑　定男
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９号
福岡市早良区飯倉４丁目１番28号
債務者　山﨑マツエ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７３号
福岡市南区大橋３丁目22番25号
債務者　宗像　英利
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０５号
熊本県荒尾市宮内出目1442番地　松野アパート222号
債務者　藤﨑　靖彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第２７０５号
愛知県小牧市城山２丁目７番地　県営城山第三住宅３棟305号
債務者　井戸野　勉
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０１号
函館市万代町１番32号
債務者　松尾　勝子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２１２号
群馬県太田市東別所町51番地12
債務者　平間　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部